平成２２年（フ）第３９１号
埼玉県本庄市前原２丁目２番１号　レオネクストサニーハウス前原101
債務者　坂本ミセ子
1　決定年月日時　平成22年９月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第１７４号
千葉県山武郡九十九里町作田5367番地１　メゾンド九十九里101
債務者　伊東真奈美
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第８７号
新潟県上越市中通町１番12号フリーダム201号
債務者　霜鳥　幸二
1　決定年月日時　平成22年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２２年（フ）第１３７号
岐阜県多治見市本町６丁目61番地の１
債務者　江口　智弥
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第１４１号
岐阜県瑞浪市寺河戸町883番地の３
債務者　林　　宏茂
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第１５０号
岐阜県土岐市妻木町3247番地の38
債務者　小島　章博
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第１５１号
岐阜県中津川市駒場2094番地の１　アルトラマンション311号
債務者　渡邊　文人
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第１５３号
岐阜県瑞浪市陶町猿爪475番地
債務者　島　　伸夫
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第３５４号
愛知県一宮市大和町毛受字宮東81番地　エクセランス一宮201号
債務者　堀　　雅之
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第３６３号
愛知県一宮市八幡５丁目１番89―306号　県営一宮八幡住宅
債務者　後藤千亜紀
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第３８８号
愛知県一宮市小信中島字北東山27番地
債務者　岩田　博道
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第３８９号
愛知県一宮市小信中島字北東山27番地
債務者　岩田　綾子
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第９５号
三重県松阪市松ケ島町596番地
債務者　亀井　容子
1　決定年月日時　平成22年９月16日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２２年（フ）第７６６号
大阪府河内長野市旭ケ丘20番３号
債務者　北谷　洋子
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１０６３号
大阪府松原市高見の里３丁目11番25―102号、前住所大阪府松原市岡５丁目７番２号
債務者　長尾　　浩
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１０６８号
大阪府藤井寺市道明寺５―５―17　コーポクイーンＩＢ棟201号、住民票上の住所大阪市平野区喜連西１丁目19番21号　佐々木マンション301号
債務者　原　　修治
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１１２３号
堺市堺区協和町４丁365番地　東団地14号館203号、前住所堺市中区深井中町340番地　２棟701号
債務者　安藤　昭子
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係